

## 第5回 個人番号を活用した今後の行政サービスのあり方に関する研究会 議事要旨

### 1. 日時

平成26年12月26日（金）10時00分～12時00分

### 2. 場所

全国町村会館2階ホールA

### 3. 出席者

須藤 修（東京大学大学院情報学環長）、阿部 知明（内閣官房社会保障改革担当室参事官）、石井 夏生利（筑波大学図書館情報メディア系准教授）、市瀬 英夫（埼玉県町村会情報システム共同化推進室参事兼課長）、小野 勝利（東京都総務局行政改革推進部行政改革担当課長）、小尾 高史（東京工業大学像情報工学研究所准教授）、金崎 健太郎（内閣官房社会保障改革担当室情報通信技術（IT）総合戦略室内閣参事官）、楠 正憲（内閣官房政府CIO補佐官番号制度推進管理補佐官）、佐藤 勝己（地方公共団体情報システム機構研究開発部担当課長）、関 聡司（一般社団法人新経済連盟事務局長）、高木 有生（厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室政策企画官）、中村 彰雄（北九州市総務企画局情報政策室情報システム担当課長）、橋本 敏（総務省行政管理局行政情報システム企画課長）、松元 照仁（特定個人情報保護委員会事務局総務課長）、望月 明雄（総務省大臣官房企画課個人番号企画室長）、山本 隆司（東京大学法学部政治学研究科教授）

### 4. 議題

海外に在留する者への行政サービスのあり方

#### <議事の概要>

- ・事務局から個人番号制度の導入準備に係る進捗状況の報告及び上記議題について資料の説明が行われた。
- ・その後、意見交換が行われた。

#### 【海外在留者の個人番号・4情報の管理主体について】

- 海外在留者の個人番号・4情報を管理する主体として、最終住所地市町村も選択肢として想定されるが、各自治体がそれぞれシステム改修等の対応を行うのは負担が大きい。  
在留届を受け付ける在外公館において、国内の市町村と同様に個人番号・4情報の管理を行うという扱いができないか。
- 最終住所地市町村で海外在留者の個人番号・4情報を管理する場合、小規模の市町村においては対象者がかなり少ないことが想定され、投資対効果の観点から、対応が困難である。
- 在外公館で個人番号・4情報の管理を行う場合、国内市町村の窓口と同じように機能するかどうか懸念される。

- 個人番号・4情報の管理における窓口を担う機関に対する財政面での手当が可能なのかについても、検討が求められる。
- 最終住所地市町村で海外在留者の個人番号・4情報を管理する場合、対応を可能にするための改修の規模がどの程度かが問題となる。大規模な改修になるのであれば、個別管理ではなく一括管理する方法をとるべきではないか。
- 現状、本人確認情報については市町村及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において一定期間保存されているが、これに加えて海外在留者の本人確認情報を持つためには、改修が必要となり、その影響は大きいと想定される。住民基本台帳法の改正等、法的な対応も求められることになり、かなりの時間を要する。

#### 【海外在留者の法的な整理】

- 海外在留者を「住民」の延長という概念で捉えれば、住民基本台帳の中で取扱いを定めることができるかもしれない。一方、海外在留者を把握する法体系が現状ではないので、新規立法という形になることも想定される。
- 海外永住者を除けば、海外在留者は帰国するので、住民が不在である間、最終住所地市町村が当該住民の4情報等を管理するという考え方もとりうるのではないか。

#### 【海外在留者のマイ・ポータルの利用】

- マイ・ポータルの利用について、海外在留者のニーズが高いため、海外在留者がマイ・ポータルを利用できることを前提に検討を進めてほしい。
- 海外転出により個人番号カードが失効しても、公的個人認証サービス（JPKI）をICパスポートに組み込むなどして、海外でのJPKIの利用を可能にし、海外におけるマイ・ポータルへの認証を可能にできないか。
- 在外選挙における選挙人登録が電子申請により可能となるなど、海外でのJPKIの利用が可能になることはメリットが大きい。海外において、JPKIを利用可能とするために、住基ネットに海外住所を登録することは可能なのではないか。

#### 【セキュリティの確保】

- 海外在留者の個人番号の利用に当たり、海外サーバー等の利用も想定されるが、厳重なセキュリティ上の対応が求められる。

#### 【海外における個人番号カードの取扱い】

- 今後、個人番号カードの空き領域の民間による活用等が進むことを考えれば、海外転出時に個人番号カードを失効させずに有効なものとして引き続き利用できるようにすることも考えられる。